

# 第 23 回津地区合併協議会（法定）

## 会議録（要旨）

日 時 平成 16 年 4 月 28 日（水）午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分  
場 所 津市役所 8 階 大会議室  
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

### 1 開 会 事務局長あいさつ

### 2 会長あいさつ

どうも、近藤でございます。少し皆さんにお待たせをいたしまして申し訳ございませんでした。今日は 23 回の協議会です。それぞれの市町村の皆さんにおかれましては、相変わらず大変で、そしてお忙しい中、この合併問題にいろいろとお取り組みいただき、また今日のご出席をいただきまして、ありがとうございます。前回の協議会でいろいろとお諮りをいたしました。議会の議員の定数及び任期の取扱い、それから公共料金等のご説明を申し上げた訳です。今日はその後それぞれの市町村議会等でこの問題にお取り組みをいただきまして、その様子は報道なり、それぞれお知らせをいただいたりいたしまして、大体は心得たりしておりますけれども、でも、今日は協議会全体の中で、ひとつお考え方というものを披露いただき、またそれを基にして、いろいろご意見を交わしていただきたいと、こんなふうに思います。それから、またこの間も 3 号委員の方にはお願いをいたしましたけれども、是非またそういったことについてのご意見もお伺いをしたいと、こんなふうに思います。それでは、今日の議事は前回提案をいたしました協議事項が 3 件でございます。よろしくお願いを申し上げます。ご挨拶は以上でございます。

事務局長 ありがとうございます。それでは、会議次第の 3 に入ります前に、協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、恐れ入りますが、会長、議長席までご移動をお願いいたします。なお本日、渡邊委員から欠席との連絡を頂戴しておりますのでご報告いたします。それでは会長よろしくお願いをいたします。

会 長 それでは、津地区合併協議会規約第 9 条第 2 項の規定によりまして議長を務めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、どうぞ議事運営に格別のご協力をお願いをいたしたいと思っております。それでは、本日の議事に入りたいと思っております。まず、本日の会議は委員 24 人の出席で、津地区合併協議会規約第 9 条第 1 項の規定を満たし、当会議が成立しておりますことをご報告いたしたいと思っております。次に、本日の会議録の署名委員をお願いをいたします。芸濃町長の横山委員さん、それから安濃町の議会議長の浅生委員さん、それから 3 号委員から織田委員さんをお願いをしたいと思います。

### 3 議 事

#### (1) 協議事項

- ・協議第 75 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

会 長 それでは、本日の議事に入ります。まず、協議第 75 号議会の議員の定数及び任期の

取扱いについてを議題といたします。前回会長案といたしましてご説明を申し上げまして、その後それぞれの議会等でご検討をいただいたと思いますので。まず、2号委員さんから各議会での検討状況をお伺いをいたしたいとこんなふうに思います。また、1号委員の方もご所見がございましたら是非お願いをいたしたいとこんなふうに思います。それで、ひとあたりお話をいただきまして、あと、3号委員さんの方からご所見をお願いをすることで、まず、進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いをいたしたいと思います。それでは、早速ですが、皆さんからお伺いをしていくんですが、辻議長さん口火を切っていただけますか。こちらから、こう時計回りで。

辻委員 皆さん、こんにちは。久居市の辻でございます。最初に本当に言いにくいんですが意見を言わせていただきます。新聞で議員さん、皆さんご存知だと思うんですが、久居市は、4月23日に特別委員会を開催いたしまして、この協議第75号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについての議論をさせていただく予定だったんですが、数名の議員さんから、このあいの会長の意見が新聞に載りました、その経過あのようなことを、津市の近藤会長おっしゃったことが、新聞ですので真意は分かりかねますが、どのような経過だか、ちょっと説明がなかったので、5月13日に終了する、また脱退してもらってもいい、枠組を変えるようなことが書いてありました。その議論の方が先にきまして、定数が在任か即選挙か、この意見がどなたからも出されませんでした。それで、4、5人の議員さんのご意見でございましたので、私が一度一人ずつ言ってほしいと、一人ずつ、特別委員長がみえますので、当てていただきました。それにも係らず、やはり、その3つの在任も定数もまた設置選挙も、このご意見がなく、2、3人の議員さんからは定数特例というご意見がはっきり言われました。あと2、3名の方から定数とは言われませんが、166ではいけないじゃないかという方が2名ございまして、5、6名の方が定数という考えがございました。ただ、在任という言葉はどなたの議員からも発せられず、そのまま終わったのですが、ただ、近藤会長の真意が分かりかねるので、これによって次は議論をするという結論に達しました。それで、これだけのみの議論でございまして、本当に申し訳ないんですが、他の市町村のように、どちらかというお答えが出ませんでした。それで、今日は発表することができませんが、今度10日にございます。その時にはっきりと、もう議員さん時期が来ておりますので、意見を言っていただく予定にしておりますので、今回はお許しを願いたいと思います。久居市はこのような経過でございまして、どちらか決めかねたということで、会長の声の真意を聞かせてほしいと、それだけを頼むということの議員さんの意見でございましたので、また会長の方からよろしくお願いたします。以上です。

会 長 ありがとうございます。お言葉の中に私の真意をというお話がございましたので、お話をすべきだと思います。それから、この会議の始まる直前、久居市の議長さん、それから特別委員長さんから私宛のご提言をいただいておりますので、併せましてお話をしたいと思いますが、ずっと、お伺いしてから、あとで、またお話をさせていただきますので、ご承知ください。それでは、藤川さんお願いします。

藤川委員 香良洲の藤川です。私どもの議会では4月22日9時から全員協議会を開催させていただき、協議第75号について、協議した結果、75号の会長の調整案を協議しましたが、在任の適用をお願いしたいという意見が大半を占めておりました。うちの議会としては在任という話ですけれども、合併をすることが基本でありますので、協議会の中の協議の成り行きで会長案を可とするものであれば、それに同調することも私に任されております。そして、その他の意見としては仮に在任特例が採択になった場合、私ども議会は定数特例を採択することは、新しい市の財政を考えたら法定通りで選挙をすべきであるという考えも大半を占めました。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、一志町さん、お願いします。

豊田委員 一志町の豊田でございます。私どもも4月の22日に合併の全協を開催いたしまして、

皆さんに協議をしていただきました。津の近藤市長の私案による 38 人による議員定数ということでございますが、一志町といたしましては、大多数の議員さんが在任特例をとって欲しいということでございましたが、基本的には在任特例でございますけれども、期間の短縮、任期の短縮ということは視野に入れた在任特例ということで一応今日は、お話をしてくるということで、一応議長の一任ということもいただきましたんですけれども、一応基本的には在任という形のことでまとめさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

会 長 ありがとうございます。それでは、お願いします。

天花寺委員 白山町でございます。私も 4 月 21 日合併特別委員会開きまして、昨年 12 月 19 日一応定数特例でお願いしたいという意見がまとまりまして、確認した程度で、定数特例をという意見に变りはありません。以上でございますが。

会 長 ありがとうございます。それでは、今井さん、お願いできますか。

今井委員 失礼いたします。美杉の今井でございます。前回の 22 回の協議会に私、重なりましたもので、欠席をさせていただきました。私は副議長に代わって出席を願ったわけでございます。この問題につきまして、昨日合併のための全員協議会を開きました。しかしながら、このことにつきましては、今までから何回となく私どもの全員協議会で協議を重ねていて、大体の数の上での道筋がついておったわけでございます。昨日もこの議案の審議をしましたところ、やはり数字の上では変っていないということでございます。数字で示させていただきましたならば、特例を適用するというのが 8 名でございます。そして、原則即選挙というのが 3 名でございます。特例を使うという中で内訳はどうかとなりますと、在任が 5 名、それから定数が 3 名ということでございました。今までの 2 号委員会でも申し上げてまいっておるわけでございますが、5、3、3 ということでございます。昨日はそこから一步、踏み出しましたのは、5 名の在任特例をと言われておる議員さんの中で、やはり、当初からこの合併は合併すべきであるという合併推進の議員さんも在任を主張されて今日までまいりました。その方々に新聞報道等々あるいは、ここ 4、5 日最近の流れからいきますと、合併の枠組みに、云々まで及ぶようなせっぱ詰まったようなところまで来ておるんだと、従って合併賛成の方々も在任を主張される中に、合併の枠組みに支障があるような事態になっても在任特例を主張されるのかということで確認をいたしましたわけでございます。その結果あくまでも合併をするということが前提であるということから、そういった事態に達した、至った場合は全体の流れの中に従っていく、こういうようなことでございます。従いまして、5 名の在任を希望される議員の中にも、そういった根本的な違いがあるということが昨日一步前に、今までにない数字の中の内容ということが明らかになったわけでございます。以上が数字で示させていただいた私とこの議会の中の、この問題に対する昨日の会議の結果でございますので、よろしくお願をいたしたいと思っております。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それでは、浅生さん。

浅生委員 安濃町の浅生でございます。私どもは会議は 20 日の日に全協を持ちまして、この会長提案に対する意見を集約させていただいたところ、在任特例を用いてほしいという議員が 11 名、あと 5 名については、4 名は即選挙という意見でございます。その在任特例を主張されておられる議員の要請といいますが、要望については町の将来を確認したいということが前提にありまして、これまで進めてきました町の総合計画あるいはマスタープランにおける事業について、新市まちづくり計画の中に示す等の方法により事業計画を採用願いたいという、それを見定めたいという点が 1 点、もう 1 点は住民生活の安定についての主張でございます。本庁、支所の関係について、支所機能の充実を図り、住民の利便性を確保して欲しいという、それが今現在では見えていない。我々議員に対して見えていないという、その 2 点の理由によりまする在任特例を主張されておるわけでございます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それでは、永田さん。  
永田委員 美里村でございます。協議 75 号議員の身分についてということで私どもも去る 21 日に特別委員会を開催し、いろいろ議論いただきました。しかし、その場におきましては、結論が出ず、更に掘り下げた議論をすべきということで改めて昨日 27 日に再度特別委員会を持ち、検討いたしました。その結果をご報告申し上げたいと思います。まず、結論から申し上げますと、私ども議会の中におきましても、在任特例を認めるべきだという強い意見もあったことは事実であります。しかし、そういった中で最終的には条件付きで会長案を可とするものであるということでもあります。大変生意気な言い方ではありますが、その理由、第 1 には新市まちづくりの計画の中で事業計画があまりにも抽象的であります。そういった意味から特例債がらみでの個別事業を何らかの形でちゃんとしていただきたい。第 2 に支所のあり方についても、具体的に早くこの協議会の場に挙げていただきたい。3 つ目には会長さん、記者会見で述べられたことが新聞報道されております。地域審議会の役割と権限、それに自由裁量によるところの地域予算について、これにつきましても、早急にこの協議会に提示をしていただく。この 3 つを、冒頭に申し上げましたが、大変生意気なことではありますけれども、条件というようなことで、会長案を可とするというようなことで、ご報告申し上げたいなとこのように思います。

会 長 ありがとうございます。それでは、柴田さん。  
柴田委員 芸濃でございます。22 回の 75 号の議案に上がる前から、津の田村議長さんもいろいろご足労かけて、やっとこの協議会に上がったわけでございますけれども、2 号議員の会議の中でも、芸濃の場合は全員が在任でひとつ行こうやないかということでございまして、22 日の議会の協議会に出すということで、21 日の日と、それから昨日、2 回特別委員会を開催したわけでございますけれども。かいつまんで申しますと、全員が在任を、一志町の豊田さんが言われるように、心中は言わないけれども、それをいっぺん述べてこいということでございますけれども、近藤会長さんは 38 名でいくんだと、もう他は考えられないということでございますので困ったなと、困ったなということで、今日は本当に申し訳ないことでございますけれども。来月の 13 日まで、もう少し芸濃町としては、まとめを延ばしていただきたいなというふうに思います。以上です。

会 長 はい、どうぞ。  
水谷委員 河芸の方から報告をさせていただきます。まず、始めに結論的なことを先に申させていただきます。河芸町は 4 月の 20 日の日に、この合併の特別委員会を持ちました。結論としては、会長私案については不同意、同意できないという内容でございます。この理由は、私どもは再三再四にわたって、まちづくりについては、やはり、50 年という年輪を重ねてきた。そこには多くの先輩とか、あるいは個人であった皆さん方のご努力によって、今のまちづくりがやっぱり基本の姿だと見て、そういうことで総合計画、あるいはマスタープラン、あるいはここ 2、3 年の企画というのは、目白押しに続いておるわけですね。だから、誰一人として今のふるさとを捨てるということについては、もうどう考えがない。その時に残念ながら今までの議論の中で、基本的なことはあったとしても、それぞれのまちをどう生かして、それを発展さすかということについての核心になるような部分については、ほとんど言われてこなかったです。しかし、それを質問すれば、それはこれから新しい市の中で対応することだということであった、こんなことで、スタートして 2、3 年、場合によっては 4 年間ぐらいの間に果たして今のまちづくりが前進するというより後退するという、その部分と比重した場合、後退の部分が多いんじゃないかということがあって、どうしても、対応しなきゃならんことから、単なる保守的な自分の身分とか地位を便々と守るという、そういうことじゃなくて、まちづくりの本来の姿をもう一度議論に戻してみたい。こんなことから在任特例ということが出ております。だから十分その意味合いを汲み取っ

てもらおうということは今回この場で発言する大きな主旨でございます。私どもとしては、何らかの形で、ふるさとが望む大きな事業について確約ができるようなものが、これから先調整ができないだろうが、こういうことは終始一貫2号議員の中の懇談の席上でも申し上げてまいりました。そういう見通しが立つか立たないかということについて、これからのいろんな問題について判断の基準になってくるだろう。それから全体的に私どもとしては、何ら隠すことがないということで公開でこの議論をさせてもらいました。そういう意味で新聞記者の皆さん方はそれぞれの意見をとって報道がされておりますが、あそこの報道されておることについては、真意ではありません。私もいっぺんも代表の立場で、そういう意見発表しておりません。従って私どもとしては、今後の推移とともに、なおかつ、まちづくりについて独自のものをやっぱり少しでも前進させたい。こういう意志で今協議をしておりますので、合併についてはどうしても必要だ、こういう意見の下に今結集しておる、こういうことでご報告申し上げます。

会 長 ありがとうございます。それでは、田村議長さん。

田村委員 津市でございます。私ども津市といたしましては、全面的に会長案に対して賛成をしていきたい、全会一致をもって決めさせていただきましたので、よろしく願いいたしたいと思っております。以上です。

会 長 ありがとうございます。1号委員さんの方、特にご発言がおありでしたら、いかがでございましょうか。2号委員さんの方が団体を代表されたからと思っておりますけれども。何かご事情でおありでしたら、よろしゅうございますか。よさそうですね。それじゃ、3号委員さん、お願いをいたしたいと思っております。なお、まとめられたものをいただきましたが、皆さんにお配りしましょうか。

鈴木(秀)委員 はい。それでは、文章にしてみましたので、それでは、ただ今から3号委員のうち4名(渡邊、鈴木、織田、木下)の協議をした結果の意見書を朗読させていただきます。まず、意見書提出の経緯について朗読いたします。1番、10市町村の枠組において進められてきた合併協議が大詰めの段階を向かえ、4月15日開催の第22回協議会の席上、合併に際しての議員の定数は38人を基本として調整を行うという近藤会長案が提案されました。しかし、市町村議会議員には、いわゆる在任特例を求める声もあり、それが受け入れられない場合、合併の枠組崩壊という最悪のシナリオを引き起こす可能性もないとは言えません。市民代表の立場で協議会に参加している第3号委員有志4名はかかる事態を憂慮しつつ、以下のように意見集約を行いましたので、協議会における協議の一助にさせていただきますよう提案するものであります。2.議員定数に関する3号委員有志の提案を朗読します。今回の市町村合併は巨額の財政赤字を抱える国家財政の危機的状況を背景として進められていることから行政ポスト抑制は避けられないとの基本認識に立脚している。市民に一定の痛みを伴う市町村合併が進められる中で、議会改革は不可避である。従って、我々市民代表は議員数166名になる在任特例案を受け入れがたい。法定数38名にこだわりすぎると枠組の崩壊を招き、これも市民多数の望むところではない。中心都市津市と他の市町村間に規模格差が存在するため、後者の民意が合併後の議会に一定期間反映される仕組みとして、少選挙区制の導入を含む議員数の調整を考慮されたい。38名を基本とする調整(会長案)により、人口比按分等の方法で少選挙区を設け、旧市町村単位で少なくとも2名以上の議員を確保するものとする。3.結語。市民多数の賛同が得られ、なお、合併の枠組を崩すこともない方法として、上記の提案をするものである。会長案を早急に具体的な提案として煮詰めて協議会多数の合議を得るよう関係者が鋭意努力していただきますよう、ここに要望いたします。以上でございます。

会 長 はい、どうもありがとうございます。それでは、一通りいろんな角度、切り口からのご所見をいただいてまいりました。どうぞ、はい、局長さん。

青木委員 3号委員の一人といたしまして、少し意見を申し上げたいと思っております。市町村の合

併の意義につきましては、ご承知のとおりこれからの時代、とりわけ少子高齢化や住民の方の日常生活変化等の社会情勢の対応、そして地方分権や厳しい財政条件に耐えうる自立した自治体を確立する。こういうことであろうかと考えております。そういうことで、津地区の合併協議会では任意協議会を含めると、これまで2年以上にわたり、さまざまな調整項目の協議を積み上げてきていただいたと思っております。また、新しい市の建設計画の策定も着々と進められておりまして、魅力ある県都として、県下の中核圏域としての役割を目指すとともに、住民の方々に安心して暮らしていただける都市の実現を目指して期待しております。是非そういうことでもありますので、その10市町村の枠組を尊重して合併を実現をしていただきたいというふうに考えております。こうした市町村合併の意義を踏まえた時、市町村合併につきましては、市町村が住民の信頼に応えうるものであるかどうか、そういうことが大変重要であろうというふうに考えておるところです。そして、この課題をうまく乗り越えていくと、そういうことが住民の信頼を勝ち取ることになるものと、そういうふうに思っております。そういうことで、議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、合併協議の中でも大変重要な協議項目であります。それぞれのお立場もあろうかとは思いますが、市町村合併は住民のための市町村合併であると、また住民本位を念頭にということで、各市町村間でご議論をいただきまして、住民そして各市町村が納得いただける方向で努力をしていただきたいなというふうに考えておるところです。そのために県といたしましても、引き続き全力で支援をしまいたい、このように考えておるところです。

会長 ありがとうございます。最後に局長さんから、ご所見をいただきました。それで、いろいろお伺いをいたしてまいりまして、会長といたしまして、ご所見の中にこれはこうなのよと申し上げたい所もございませぬけれども、今日は敢えてその主旨でもございませぬので、遠慮させていただいて、特に、辻議長さんからおっしゃっていただいた久居市さんのこと、これ先ほども要望書をいただいているというふうに申し上げましたけれども、特に久居市さんのことだけは、皆さんにお許しをいただいて、私が少しお答えをさせていただきたいと思っておりますので、お聞き取りをさせていただきたいと思っております。それから、今の辻議長さんのお話プラスご提言をいただいた内容について、お話をするんですけれども、皆さんには、ご提言の内容がいつておりませぬ。だから、お分かりにくい部分があるのかも分かりませぬけれども、大体今の議長さんのお話の中にもあったことでございませぬので、私のお話の中から、また類測もしていただきまして、是非今はお聞き取りさせていただきたいと思っております。まず、協議第75号の提案、これは今いろいろ、ご所見をいただきました議員の身分のことでもありますけれども、これは過日協議会で協議項目としてお諮りをいたしました。もとより、私は協議会の会長でございませぬので提案には責任を持ちます。そして、その内容は私の意志であることには違ひありませんけれども、私の意志を敢えて独断専行させたという形でないことは、是非当日のご提案の説明もいたしましたけれども、ご理解をいただけたと思っておりますが、少し、敢えて補足をさせていただければ、その前にありました2号委員さんの懇談会も、この問題については協議会で協議の上決定すると、こういう結論を受けての協議会の提案であります。だから、私はこの協議会でいろいろとご審議をいただくのと、それから2号委員さんの懇談会との間に、もうひとつ何か協議をしていく、というような機関とか、そういうことはもうない、というふうに判断いたしましたので、ですから、もう協議会が一番のご相談会。それから、ひとつ前にこの問題については、2号委員懇談会。ここんところ、それ以外何かお伺いをしていく手段というよりも、やはり、従来からのいろんなご意見を総合判断して私が提案をさせていただいた。こういうことでございませぬ。それから、もうひとつスケジュールのお話が久居の特別委員会でいろいろとご議論があったと思っております。あったんです。それで、これは今までから敢えて皆さん十分ご承知のこととは思ったんですけれども、流れというんでしょ

うか、それもお話をして、そして、今回の合併特例法の特典を我々の合併が、それを期待して、そして受けていくということであれば、そういうことであれば、このスケジュール、こんなふうに3月31日から、遡ってお話をした5月13日です。その中で、特にその時は、敢えて申し上げませんでしたけれども、大切なのは、私は皆さんの中で住民への説明会、これが大事だと思うんです。だから、是非この期間をなるべく取りたいなと、こういうふうに思ったスケジュールでもあります。これが私ども、例えば、合併の是非とか、いろいろ住民投票という手段を取りませんでした。それは、そういうご意見もあったんですけども。私は敢えてする必要がないという判断もいたしましたし、皆さん方にお伺いしても、そうだというご所見で、住民投票を敢えてしなくても住民の皆さんの意思というのは、十分我々の協議の中で、受け止めていけると、こんなふうに自信も持っていますから、そういうふうにしたわけでありますけれども、でも、やっぱり、それは時間をかけて、その代わり住民の皆さんへの説明というのは、十分時間をかけて丁寧にやる必要があると、こんなふうに思ったわけです。そういう時間を取りましたので、5月13日というのが何か急いだという感じにお受取になったのかも知れませんが、それは是非私の真意というのは、そういったところにありましたので、ご理解をいただきたいとこんなふうに思います。で、やはり5月13日の協議会に何らかの結論を出ておかなければ、こんなふうに思ったのです。いろんな切り口からの議論は必要です。本当に皆さんのいろいろ、今のご所見にもあったし、久居市さんからのお話にもあるわけですけども。我々は本当に自分の地域を愛情込めてしっかりといい地域にしようと思って、嘗々苦勞を重ねてきたわけです。その中で合併でございますから、それぞれの気持ちがあることは十分承知しております。だから、その大事な項目のひとつ、この問題につきましても、本当にいろんな切り口からご所見があって然るべきだし、議論の時間というのは、もっとというのもよく分かるんですけども。やはり、今申し上げましたスケジュール、それから、こういう会議、議論というのは、ある程度、いつまでも時間ということじゃなくて、我々はそこに全力、努力を短期間に集中するということが大事でございますので、申し上げておるわけでございます。そういう中で、久居市さんからのご所見にもあるんですけども。今も少しご紹介を申し上げましたけれども、それぞれの歴史、文化、それから行政実績の経過の中で精魂込めて、新市のまちづくりに取り組みをするという努力をしてきたという中で今回議長からお話がありましたように、少しこういうところに懸念があってということになった。そのこと自体は折角そういうふうにスムーズに議論をお進めになるという中で、会長の所見なり、やり方なり、そういったものが、ひとつの皆さんの疑念を生むことになって、そして、そのスムーズさが途切れたということは私も本意ではございませんし、私の言葉がその原因になったとすれば、何か大きなところを邪魔したような感じで非常に申し訳なく思います。それで、確かにこれからのあり方につきましては、ご提言の主旨も分かりますし、よく解してまいりたいと、こんなふうに思いますし、是非今からのご議論を本論に戻していただいて、ご協力をいただきたい。これは会長の立場から是非皆さんにお願いを申し上げたいと、こんなふうに思います。とりあえず、考え方を申し上げましたので、不十分なところがあったかも分かりませんが、ご議論そのものはまだ遂行いたしておりませんので、恐縮ですが、是非私の今のところをお汲み取りをいただきましてお願いを申し上げたいと思います。なお、この件につきまして、いろいろと今まで池田市長、辻議長の方に、私の不行き届きのところから説明等々煩わしまして恐縮に思っております。これから、皆さんもそれぞれの団体で、いろいろお話をさせていただく時に、そういった少しご苦勞をかけることなるべく少ないように議事を進めてまいりたいと思いますので、またよろしくご理解をいただきたいと思います。辻議長さん、以上でございます。よろしく願いいたします。さて、それで、この件につきまして、今一通りお話を伺いました。それで、まとめまして、私は30日の日にひとつのまとめ

をところがって、皆さんにお話できるようなと思っておりましたけれども。ちょっと、今お伺いをいたしまして、なかなか、明日 29 日を飛んで 30 日には、少しまだまだ拙速のような気がいたします。とかいって、13 日までに、今度はあとが詰まってくるので申し訳ありませんが連休明け、6 日に今日のご所見やら、いろんなことを総合いたしましたして、調整案をまとめまして、そしてまた今まで大きな方針だけでございましたので、あるいはこういったところもというご意見も今日はございました。こんなことも今から 6 日の間にいろいろとまたお願いをしていくことと思います。また、2 号委員の座長さん田村議長さんには、いろいろとまたお願いをしたいところもございすし、それから、また 1 号の皆さんには、またお忙しいところ、恐縮ですけれども。急に言って召集をお願いすることや、いろいろありますけれども、是非 6 日には説明のできる担当者が調整案を持ってお伺いをさせていただいて、皆さんにお話をしたいと、こんなスケジュールでいかがでございましょうか。それで、ご検討いただいて、5 月 13 日にご協議を再度お願いしたいと、こんなふうに思いますが、いかかでしょう。よろしゅうございすか。連休の中、非常に大変でございすけれども。それぞれ、また職員にも努力をさせますので、よろしく短い期間ご協力をいただきますように、お願いを申し上げたいと思います。それでは、この件につきまして、以上といたしまして、次に移らせていただきます。続きまして、協議第 76 号は農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いでございます。協定項目これを議題といたしますので、事務局から説明をして、入らせていただきます。

・協議第 76 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて《協定項目》  
資料に基づき、事務局長から説明

会 長 はい、説明は以上のとおりでございます。ご質疑等がございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございすか。  
(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては原案どおりの内容で確認といたします。続きまして、77 号は特別職の職員の身分の取扱いについてを議題といたしたいと思ひます。それでは、説明をしてください。

・協議第 77 号 特別職の職員の身分の取扱いについて《協定項目》  
資料に基づき、事務局長から説明

会 長 はい、ありがとうございました。いかがでございしょうか。特別職の職員の身分の取扱いについての説明は以上でございます。何かご所見ございしょうか。よろしゅうございすか。  
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、原案どおりの内容で確認といたします。今日の協議事項は以上でございます。続きまして、前回公共料金等の取扱いについてを失礼ながら、会長案としてご説明をいたしました。各団体でいろいろとご検討をいただいていた、こんなふうに思ひますが、幹事会で調整をいたしまして、今日、協議事項としてとりまとめましたので、次回協議会の協議事項として、後から事務局から説明をさせます。それから、次の協議会の日程につきましても、事務局から説明をさせますので、よろしくお聞き取りをいただきたいと思ひます。ちょっと長いから、要領よく説明してください。



4 次回協議会（第24回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日時 平成16年5月13日（木） 午後1時

場所 津センターパレス 津市センターパレスホール

協議予定事項

- 協議第58号 各種事務事業の取扱いについて  
下水道事業（その1）（継続協議項目）
- 協議第59号 各種事務事業の取扱いについて  
上水道事業（その1）（継続協議項目）
- 協議第78号 地方税の取扱いについて（その2）
- 協議第79号 国民健康保険事業の取扱いについて（その2）
- 協議第80号 各種事務事業の取扱いについて  
児童福祉事業（その1）
- 協議第81号 各種事務事業の取扱いについて  
下水道事業（その2）
- 協議第82号 各種事務事業の取扱いについて  
農林水産関係（その4）
- 協議第83号 各種事務事業の取扱いについて  
上水道事業（その2）
- 協議第84号 各種事務事業の取扱いについて  
学校教育関係（その5）

会長 説明は以上のとおりでございます。少し長くなりましたので、申し訳ありませんでした。次回ご協議をいただくんですけれども、それまでに、何か短い説明ではありませんが、ご質疑等ございましたら、お願いをいたします。はい、どうぞ。

織田委員 すいません。織田でございます。突然で申し訳ないんですけれども、次回でもよろしいんですけれども、私事で申し訳ないんですけれども、次回の協議会、都合で欠席させていただきますので、水道料金と幼稚園の保育料について、ちょっと、今も議長さん言われましたように、ざっくばらんで話してくださいと言われたので、ちょっと、お伺いしたいんですけれども。内容を見させていただけますと、水道料金は各市町村によって相当大幅な格差があるように思われますが、これを津市の例で調整しますと、料金の高いところでは、半分ぐらいになるように見受けられますけれども、保育料のあれなんですけれども、下水道料金が平均的なところを取っているようでありますが、保育園保育料については、一番高い津市の料金になっているように思われますので、この中で水道料金について、低いところにあわせるように思われます。水道料金の調整は、他の公共料金の調整と基本的に大きく違っているように思われますので、私主婦の感覚から水道料金は、ほとんどの家庭に影響することもありますので、低い料金になることは合併の効果から見ても、すばらしい調整案であると思いますので、久居市だけが現状より高くなるような気がしますので、水道料金の現状は久居市が津市より低いのでしょうか。ちょっと、お伺いします。

会長 また、少し詳しいことは担当がご説明申し上げますが、私が少し制度を見た以上は、ご承知の水道料金というのは、口径別に、それから、細かく分かれておるわけです。ですから、例えば、たくさん使われる方はA市の方が得。それから、細い口径で13mmとか、そういったところで使われる方はB市の方が得とか、みんな違うわけなんです。だから、なかなか一概に安くなりますよと、言われても、嘘やないの、うちは高くなったと、こういう例も、出てくると思います。ですから、そういったところは、それぞれ今段階が違うわけです。これは、公共の料金というものもそうですけれども。

みんな区分が市町村によって違いますので、おそらく、これを統一をしていかなければならないと思います。だから、統一の過程で高くなったり、低くなったりすることはあると思いますけれども。私が知っている範囲では、久居市さんの水道料金というのは、口径 20 mm というところが、津の料金よりも安くなっておると思います。あと、逆のところもあつたりトータルしての判断をしてるわけなんですけれども。部会長いらっしゃると思いますか。じゃ、ちょっと私が申し上げたことが違っていたら、お願いします。

上水道部会  
会 長  
上水道部会

その通りでございます。

もう少し具体的に説明して。

はい。協議第 83 号を見ていただけますでしょうか。そちらの方に、3 / 3 参考資料として、各市町村の状況を対比したものを付けております。それ見ていただきますと分かりますように、各市町村、口径 13 mm が全体の 13 年度決算ベースで 66.7% ぐらい占めておりますが、この部分でいきますと、上の方で津市と久居を比べていただきますと、津市の方が安いですが、この部分でいきますと、上の方で津市と久居を比べていただきますと、津の方が高いというふうになっております。これは、端的に言いますと、基本利用金の方が久居は 13 mm も 20 mm も同じというふうなこともございまして、そのへんがそういうふうな形で現れるというふうなことですので、あと、その表を見ていただきますと、三角印になっているところ、なっていないところというふうなことで、比較表として出ておりますので、これをまた見ていただくように、よろしくお願いいたします。以上です。

会 長

織田さん、なかなか、一言で言うのは、難しいというか、それこそ、細かい仕組みになっておりますので、申し上げたように、合併で水道料金を一番、おっしゃったように、住民の方みんなが持っていただく料金です。他、保育料とか大事なものもあるんですけれども、あるいは議論の中でそれは一部の方だったり、いろいろありますので、私は合併の時の料金の考え方として、いつも担当職員には財政的な理由をもう少し強く出して、厳しいことも言っているんですけれども、これは、ひとつです、少しでこぼこは今申し上げましたようにありますけれども。そこに揃えて、そして、結構財源的には、そのためにいります。高いところ半分ぐらいになるところは、じゃ、それはどうするのということになるわけです。それぞれの料金をいただいて、今の水道事業というのが、いつまでか残していただけるわけでも何でもなく、本当にぎりぎりのところで、それぞれ、運用していただいていると思うんです。だから、そんなに蓄えもあるところもありますし、それは、また将来の設備投資に備えて蓄えていくところとか、ぎりぎりのところと、いろいろあるわけです。だから、非常に難しいんですけれども。少なくとも、あれこれ申し上げましたけれども、そういう中でこの料金だけは、いっぺん、あまりにも差が大きいものですから、統一をしようと、それから、大舞台が合併と同時に水道料金がぼこっと上がったということのないようにしよう。そして、また合併の場合の財政的な特例というのも、例えば、交付税措置を 10 年間は今までどおりのシステムで見ようとか、いろいろあるわけです。そういったところを使って、そして合併をして、例えば職員を減らすとか、それとも水道事業で言えば、もっと合理的な配水システムに統一するとか、いろいろ努力をして、それで、その分で安くなった、住民の皆様への還元を持って行こうやないか、ここはしっかり努力しようやというふうに思ったわけです。それが水道料金なのか、それじゃ、もっと違った、水道料金はええと、もっと高くしてもええと、どっかの料金の方が大事やとか、これはいろいろな判断です。それこそ政策的な判断です。今日の委員さん方に、それからまた、いろんな機関の方からご意見を伺うときがありますけれども、そういうところを判断して何が大事かというのは、それこそ 1 つの政治というか、行政の世界でありますから、それは、ひとつ皆様のご議論にお任せをいたします。こういうことなんです。

織田委員

はい、ありがとうございました。商工会の女性部として、ここへ出させていただきます。

会 長

ておりますので、この間、総会があった時に、ちょっと、こういうふうな問題も出たもので、ちょっと、お伺いをさせていただきました。ありがとうございました。

また、ゆっくりとお話をいたしますから。どうぞ、ご不信があれば、お越しになってください。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、度々申し上げてきておりますけれども、どうぞ、13日には、いい議論ができますように、お願いを申し上げたいと思います。それで、今日はこれで終わりでございますが、申し訳ありませんが、1号委員の方は、この会議が終わってから、ちょっと、私の部屋へご参集いただけませんか。ご相談申し上げたいことがございます。それから、今度、6日の日にまとめてと申し上げましたけれども、6日の午前10時から津市の議会棟の委員会室で協議会の正副会長さん、それから、2号委員の役員の方、それから、突然申し上げて申し訳ないんですけれども、県民局長さん、是非ちょっとお寄り願えませんか。6日の10時に是非ご集合いただきたいと思います。その時に、そこから、それぞれの皆さんの団体の皆さんにお話をしていく調整案なんかを少しご協議いただきたいと思いますので、是非、突然申し上げておそれいますけれども、ただ今申し上げました各位、その段取りでお願いをいたしたいと思います。よろしゅうございますか。すいません。いろいろ失礼なことも申し上げましたけれども、今日は終えさせていただきます。お休みをはさみまして、大変でございますが、是非、いろいろのご所見を、また、お休みの間でも、まとめていただけたらなと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

平成 16 年 5 月 20 日

署名委員 1号委員 芸濃町長

横 山 雅 宏 印

2号委員 安濃町議会議長

浅 生 吉 平 印

3号委員 久居商工会議所女性部会長

織 田 深 雪 印

**会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。**